J R 東海労働組合関西地区分会

かんさい回覧板

2021年3月18日 No. 34 発行責任者 山下 博

サービックは直ちに団体交渉を開催せよ! 一向に団交を開催しないため「あっせん」申請!

3月17日、JR東海労新幹線関西地本は、大阪府労働委員会に「あっせん」申請を行いました。「あっせん」は、関西新幹線サービックが地本からの緊急性のある申し入れに対して、一向に団体交渉を開催しないため申請しました。

【あっせんの対象とした申し入れは以下のとおりです】

- ① 2020年12月16日に申し入れた「新大阪第二事業所社員の新型コロナウイルス感染に関する緊急申し入れ」です。 社員が新型コロナウイルスに感染したことに関して、新型コロナウイルス感染予防対策を早急に講じるように申し入れました。
- ② 2021年1月13日に申し入れた「新型コロナウイルス感染拡大防止に関する緊急申し入れ」です。前回の申し入れに対して、サービック会社は何もしませんでした。しかし新型コロナウイルスの感染状況は大変厳しくなってきたため、追加の対策も含めて感染拡大防止の対策を早急に講じるように申し入れました。
- ③ 2021年1月21日と1月28日に申し入れた「自宅待機」に関する申し入れです。サービック会社は、昨年4月から「自宅待機」を実施していますが、雇用調整助成金を受給していることを明らかにしていません。そこで雇用調整助成金を受給しているのか明らかにすることを申し入れました。そして休業であるところの「自宅待機」のあり方に疑問があるので、その解明も含めて申し入れました。



サービック会社は、以上の緊急性のある申し入れに対して一向に団体交渉の開催や対策を講じませんでした。

地本は、2月24日と3月11日の二回に 亘り、早急な新型コロナウイルス感染拡 大防止対策と団体交渉の開催を求める緊 急申し入れを行いました。

しかしサービック会社の対応は、団体 交渉を直ちに開催するとはならず不誠実 なものでした。そこで地本は、3月17日 に団体交渉の開催促進を求めて「あっせ ん」を申請しました。